

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び 公職選挙法の一部を改正する法律の概要

1. 選挙執行経費基準法の一部改正

(1) 投票所経費等の基準額の改定

参議院通常選挙のある年の定例改正として、最近の物価の変動等を踏まえ、投票所経費、開票所経費、事務費等の基準額を改定する。

(2) 選挙の執行状況を踏まえた規定の整備

最近の選挙の執行状況を踏まえ、①移動期日前投票所の設置に要する経費を措置するための規定及び②災害の発生や感染症のまん延等により生じた経費のうち基準額を超えるものを措置するための規定を整備する^{*}とともに、③保存期間経過後の投票用紙の処分に要する経費について措置するなど、事務費等の基準額を改定する。

※ 対象経費については、これまでの国政選挙等において予算措置により対応しているが、選挙執行経費基準法上の対象となることを明文化するもの。

2. 公職選挙法の一部改正

民間ラジオ放送事業者のAM放送のFM放送への転換等に関する「実証実験」の実施（令和5年1月頃から参加公募開始）に伴い、現在AM放送の放送設備で行うこととされているラジオ放送による政見放送について、FM放送の放送設備においても放送できることとする。

3. 施行期日

公布の日。ただし、2に係る改正は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日。